

（宛先） 下関市立下関保健所長

営業許可申請書・営業届（廃業）

食品衛生法施行規則（第71条の2）の規定に基づき次のとおり関係書類を提出します。

※ 以下の情報は、「官民データ活用推進基本法」の目的に沿って、原則オープンデータとして公開します。
申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、次の欄にチェックしてください。（チェック欄 □）

申請者・届出者情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：				法人番号：	
	申請者・届出者住所 ※法人にあっては、所在地					
	(ふりがな)				(生年月日)	
営業施設情報	郵便番号：		電話番号：		FAX番号：	
	電子メールアドレス：					
	施設の所在地					
	(ふりがな)					
食品衛生責任者の氏名	施設の名称、屋号又は商号					
	(ふりがな)					
	資格の種類		食営・食監・調・製・氷・船舶・と畜・食鳥			
	受講した講習会		都道府県知事等の講習会（適正と認める場合を含む。）			
講習会名称		年 月 日				
主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装		自由記載				
自動販売機の型番		業態				
HACCPの取組		※ 引き続き営業許可を受けようとする場合に限る。 ただし、複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業の場合は新規の場合を含む。				
☐ HACCPに基づく衛生管理						
☐ HACCPの考え方を取り入れた衛生管理						
業種に 報告した 情報	指定成分等含有食品を取り扱う施設					
	☐					
営業届出	輸出食品取扱施設					
	☐					
	※この申請等の情報は、国の事務に必要な限度において、輸出時の要件確認等のために使用します。					
営業届出	営業の形態				備考	
	1					
	2					
	3					
廃業年月日						
担当者	(ふりがな)				電話番号	
	担当者氏名					

【裏面（青塗り箇所）：許可のみ】

申請者・届出者情報	法第55条第2項関係		該当には ☒
	(1) 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していないこと。		☐
	(2) 食品衛生法第59条から第61条までの規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過していないこと。		☐
	(3) 法人であって、その業務を行う役員のうちに(1)(2)のいずれかに該当する者があるもの		☐
営業施設情報	政令第13条に規定する食品又は添加物の別 ☐①全粉乳（容量が1,400グラム以下である型に取められたもの） ☐②加工粉乳 ☐③魚肉ハム ☐④生食用油脂（殺菌又は脱臭の過程を経て製造されるもの） ☐⑤調製粉乳 ☐⑥魚肉ソーセージ ☐⑦マーガリン ☐⑧添加物（法第11条第1項の規定により規格が定められたもの） ☐⑨食肉製品 ☐⑩放射線照射食品 ☐⑪ショートニング		
	（ふりがな）		資格の種類
	食品衛生管理者の氏名 ※ 食品衛生管理者兼任（変更）前 も別途必要		講習会名称 年 月 日 受講した講習会
	使用水の種類		自動車登録番号 ※自動車において調理をする営業の場合
業種に応じた情報	① 水道水（ ☐ 水道水 ☐ 専用水道 ☐ 簡易専用水道 ）		
	② ☐ ①以外の飲用に適する水		
	飲食店のうち簡易飲食店営業の施設 ☐	生食用食内の加工又は調理を行う施設 ☐	
	ふぐの処理を行う施設 ☐		
（ふりがな）			
ふぐ処理者氏名 ※ふぐ処理する営業の場合		認定番号等	
添付書類	☐ 施設の構造及び設備を示す図面		☐
	☐ （飲用に適する水使用の場合）水質検査の結果		☐
	☐		☐
	☐		☐
営業許可業種	許可番号及び許可年月日	営 業 の 種 類	備考
	1 年 月 日		
	2 年 月 日		
	3 年 月 日		
	4 年 月 日		
備考			